

令和6年第3回教育委員会臨時会議事録

令和6年4月16日（火）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和6年4月16日（火）午前11時00分～午前11時55分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 渋谷 正宏 委 員 對馬 初音

委 員 久保田 福美 委 員 伊井 希志子

出席説明員 事務局次長 岡本 勝実 教育政策担当部長 松尾 了
生涯学習担当部長 教育人事企画課長

学校整備・支援担当部長 高山 靖 庶務課長 渡邊 秀則
学校ICT担当課長

特別支援教育課長 河合 義人 学校支援課長 中曾根 聡
就学前教育支援センター所長

学校整備課長 安川 卓弘 済美教育センター所長 古林 香苗

済美教育センター 加藤 則之 済美教育センター
統括指導主事 統括指導主事 清水 里恵

済美教育センター 半野田 聡
教育相談担当課長

事務局職員 庶務係長 佐藤 守 法規担当係長 中野 雄介

担当書記 松尾 菜美子

傍 聴 者 0名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第30号 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第31号 令和6年度杉並区一般会計補正予算(第2号)
(区議会提出議案に関する意見聴取)

(報告事項)

- (1) 杉並区におけるいじめ対策の強化について
- (2) 会計年度任用職員の通勤手当の不正受給等について
- (3) 区立小学校児童の水筒への異物混入について
- (4) 指導要録保存状況の一斉緊急点検における確認漏れについて

目次

議案

- 議案第30号 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(区議会提出議案に関する意見聴取)・・・・・・・・・・19
- 議案第31号 令和6年度杉並区一般会計補正予算(第2号)
(区議会提出議案に関する意見聴取)・・・・・・・・・・21

報告事項

- (1) 杉並区におけるいじめ対策の強化について・・・・・・・・・・4
- (2) 会計年度任用職員の通勤手当の不正受給等について・・・・・・・・10
- (3) 区立小学校児童の水筒への異物混入について・・・・・・・・・・12
- (4) 指導要録保存状況の一斉緊急点検における確認漏れについて・・・・・・・・・・17

教育長 ただいまから令和6年第3回杉並区教育委員会臨時会を開催いたします。

本日は前田委員から欠席の旨の連絡を受けておりますが、定足数を満たしておりますのでこのまま会議を進めます。

本日の会議について事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に對馬委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

次に本日の議事日程についてでございますが、議案が2件、報告事項4件を予定しております。以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入りますが、議案第30号及び第31号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく区長からの意見聴取案件として意思形成過程上の案件となっております。したがって議案第30号及び第31号の審議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開としたいと思っておりますが異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、そのようにいたします。

それでは報告事項の聴取から行いますので、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは報告事項1番、「杉並区におけるいじめ対策の強化について」私からご説明を申し上げます。資料をご覧ください。

杉並区におけるいじめ対策の強化ということで、当区におけるいじめ対策につきましては、基本方針等に基づきまして学校と教育委員会事務局とが連携・協力して取り組んできているところでございますが、近年多様化、更には増加傾向ということがございます。5年度におきましてはいじめ重大事件が4件発生するというところで、これまでもなく厳しい状況となっております。

いじめにつきましては児童生徒の人格形成、更には心身の健全な成長にも重大な影響を与えかねないということですので、速やかに具体策を講じるとともに、区におけるいじめ対策を総合的に推進するための基本的な考えをまとめた「(仮称)いじめ防止対策推進条例」の制定に向けて以下のとおり対策の強化に取り組んでまいります。

1番です。いじめ対策強化のための、体制等の充実でございます。

(1) いじめ問題対策委員会の調査審議機能の強化ということで、重大事態が発生いたしますと、対策委員会におきましていじめの事実関係の明確化するための調査審議を行うことになっておりますが、現状、いじめの重大事態が複数同時発生している状況によりまして、非常に委員が担う業務量が増大しているということがございます。その過度の負担の軽減、更には迅速な対応が可能となるように審査機能の強化を図っていくものでございます。

一つ目の丸でございますが、現在4件発生して対応をしているのですが、改めて弁護士2名の委員の委嘱を行うということで、現状1名から増員です。さらに聴取、調査等を円滑に実施するため、業務量に応じた委員報酬を新たに設定するということもございます。これは実際ヒアリングだとか、報告書の作成に多量な時間がかかっているのですが、妥当な単価設定がないところがありますので、後ほど議案の中で報酬の審議はしていただきますが、予算の方を補正予算として計上しているという内容でございます。

なお、関係者への聴取、報告書作成のための具体的な方策、体制については引き続き検討していくという考えでございます。

(2) 「人員の強化」というところで、今度は事務局内です。当面の対策といたしまして、この4月1日付けで係長級職員を1人庶務課に増配置をしております。さらに5月1日付けで済美教育センターの方にも係長級ポストを新設するというところで、今後具体的にいじめ対策を検討する中で改めて必要な人員については配置をしていくという考えでございます。

裏面ご確認ください。「学校法律相談弁護士の増員」ということで、現状3人の弁護士の先生にご協力いただきまして、法的助言を学校が得るという機会を作っているのですが、この件数が年々増加しているという状況を踏まえまして2名増員をするということで、この件につきましても補正予算の中で提出をするという形にしております。また、「いじめ防止対策研修の実施等」ということで、学校の取組が何よりも重要だということで、いじめの未然防止、初期対応の充実を図るということで、校長、副校長をはじめ、教員向けに外部の専門講師を招いた研修を実施します。これは当初予算を活用して行うことにしておりますが、そういったことを行い、今後も改めて効果的な研修内容への見直しを図ってい

くという考えでございます。

大きな2番、「(仮称) いじめ防止対策推進条例」の制定ということで、現状杉並区は条例を持っておりませんが、対策をより一層総合的にかつ効果的に推進ということで、基本方針、マニュアルの改定を進めるとともに、基本理念、さらには区の責務などを踏まえたいじめ防止対策推進条例を制定していくという動きでございます。

3番に今後の主なスケジュールを書いておりますが、この4月、第2回の区議会臨時会に必要な補正予算を提出。8月くらいをめどに基本方針、更にはマニュアルの改定、9月には子どもの意見を何らかの形で取り入れた条例の骨子案を報告した後、区民のパブリックコメントに付し、年明け2月の第1回区議会定例会に条例を提出するという内容でございます。報告については以上でございます。

ただいまの内容につきまして何かご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。久保田委員。

久保田委員 ただいまご報告のあったいじめ対策委員の2名の増員とか、あるいは事務局、済美教育センターの増員、また学校法律相談弁護士の増員等々、やはり人の手当てをきちんと増やして強化していくということがもう必須だと思っていましたので本当によかったなと思っております。やはり本区はもとより、東京、全国でもいじめが増加している中で、また本区では重大事態も今までにない件数になっていることの中で、その対応に当たっては、やはりお互いの、いわば当事者の主観的な事実と客観的な事実のすり合わせとか、あるいは事実の奥に潜む思いとか、そういったことについてきちんとお互いに考え合っていく、すり合わせていくことが必要だと思います。そこではどうしても人の介在、人が必要で、やはり今回のように弁護士さん、あるいは事務局、センターの方の担当者を増やしてまた当たっていく。これがとても大事なことだと私も思いました。

今の流れで、日程が進むと、実際弁護士さん等々はいつ頃配置になりますでしょうか。それが一つ質問です。

庶務課長 来週臨時の議会が開かれて、そこで補正予算が計上されます。それが議会で可決・成立となれば、それ以降にすぐお願いすることが可能でございます。法曹会を通じて人選の方を進めておりまして、既に内諾を得ている先生がいますので、予算成立後、速やかに手続を進

めてまいりたいと考えております。

久保田委員 ありがとうございます。こうしたいじめ対応というのが今、注目されていますが、実は対応だけに追われていても後追いになるだけなのですが、やはりその前提となる学校での日々の取組というのがとても大事になってくると思っています。先ほど研修のお話も出ていたのですが、やはり各学校において当たり前なのですが、日々のよりよい授業づくりとか、あるいは学級づくりとか、あるいは子ども、教師、保護者等のよりよい関係づくりとか、そういったことを丁寧に積み上げていくという基本に立ち返って、またそのサポートも行政の方からもしっかり行っていくということで、併せてよろしくお願ひしたいと思います。

統括指導主事（加藤） 今、委員からお話しいただきましたように、やはりいじめが起こってから対応するだけではなく、やはりその前の未然防止に努めること、またいじめの未然防止に直結する取組だけではなく、子どもたちが過ごしやすい学校生活、そういったものを教職員で作っていくためにどういった取組を、どういったことをしていくべきなのか、そういうことをやはり学校と一緒に考えていかなければならないと思っています。

済美教育センターでは学習者主体の授業づくりですとか、地域と一体となっていく様々な学校ごとの取組、そういったことに力を入れてきましたので、引き続き学校とともに進めていきたいと思っています。

また、研修につきましても今年度は校長研修だけではなく、生活指導主任会ですとか副校長会、そういったところでも、大きい研修というよりも定期的にポイントとなることを一緒に考えていけるような、そういったものを進めていきたいと考えております。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。對馬委員。

對馬委員 私も久保田先生と全く同じ意見ではございますが、人の手当てが増えたということ。本当は人をたくさん増やさなくてもいい状況になるほうがよりよいのだろうとは思いますが、やはり今の状況に対応するだけの必要な予算と人の工面ができるようになるということは大変ありがたいことなのかなと思います。やはりいじめはいじめられた子だけではなくて、いわゆる加害になったお子さんの心理状況であったり、あるいはその子の持っているバックグラウンド、そ

うしてしまった原因であったり、そういったところもとても大事なことなのかなと思います。例えば事情聴取みたいなことをしたり、そういうことがあるなしにかかわらず学校で取っているアンケートであったり、そういったもので、いじめてしまった子たちの心理状況というのは、何か違うことに困っている、ストレスがあったとか、そういうようなことが挙がってくるもの、把握しやすいものなのではないでしょうか。

統括指導主事（加藤） 本区では最低でも年3回、全ての学校でアンケートを子どもたちから取っています。その内容によっては、それぞれの学校で担任や学年、また生活指導を担当する教員が話を聞いて、そして組織的に学校の中で対応するようにしています。ただし全てがアンケートに現われてきているわけではございませんので、例えば様々な電話相談ですとか、あとは今、子どもたちの1人1台タブレット端末のデスクトップにアイコンが出ていまして、そこでアプリを使って相談ができるようなシステムもありますので、いろいろなところで子どもたちの声を聞き取れるような、把握できるような、そうした取組を進めているところでございます。

對馬委員 ありがとうございます。そのアプリの話は今、初めて知りました。大変いい方法かなと思います。やはりなかなか正直に言えない状況というのもたくさんあると思いますし、日頃からやはり、今回の、ちょっとそれるかもしれないけれども、大谷翔平さんが巻き込まれた詐欺事件とかも、彼が日頃から非常にクリーンであるとみんなに見られているからああいうふうに言ってもらえているのかなと。ちょっとやんちゃだったりすると何か関わっているのではないかと疑われるのではないかなという気が私はしまして、そういう見方というのはどうしてもしてしまいがちになってしまうところもあると思いますので、その辺も含めて丁寧に子どもたちのことを見ていただけるといいかなということ。

あとは、やはり先生同士が遠慮しないでいろいろなところに相談していただける、話し合えるような環境が作ればいいのかと思います。研修については先生方とかだけではなく、例えば地域の人とか、広くみんなで考えるような機会も含めて持っていただけるといいのかなと思いますので、是非子どもの世界だけではなくて、どうしてもちょっと意地悪してしまうとか、そんな心というのは人間の中にあったりするのかな

とも思いますので、それをいかに人に向けないとか、弱い人に向けないとか、そういうことが考えていけたらいいのかなと思います。よろしくお願いいたします。

庶務課長 ほかには意見いかがでしょうか。伊井委員。

伊井委員 いじめの重大案件が4件という現状は本当に残念なことだと思いますけれども、そこに一生懸命当たってくださっている方々の日々のご尽力に心から感謝するところです。

何か一つ事が起こるとその被害が、加害がという立ち位置になってしまいますが、そこに関わる方々、大勢の方々にもそれぞれの生活であったり人生であったり、たくさんの方がいるので、本当に当事者の皆様がどれだけ大変かなというところはお察しするところです。まずは本当にご自身を大事にさせていただいて、保護者の方々含め、是非皆さんで連携し合っというところをひとつお願いいたいなと思っております。

それと、例えば学校の中だけではなくて、学童であったり子どもの居場所であったり、様々なところで、どうかすると個人的に行っている塾の中でもいろいろなことが起こったりしていて、学校が違えばそれを持ち込むことはないですけれども、学校が同じで塾も同じでとなると、そこでの関係がより複雑なことを生み出したりするので、そこに注力するというのは難しいと思いますけど、保護者の方々とともに子どもの小さな変化をみんなで連携して見逃さないでいくということ、私たちも含めて一同で連携してやっていけたらいいなということ、をすごく心から願うところです。

あと一つ、先ほど久保田委員の方からもお尋ねいただいておりましたが、弁護士の方が決まるとか、そういう時期で最終的に条例施行が来年ということになりますので、そこまでの間、人を増やしたり、予算を増やしたりというのを一つひとつ手続が必要ですので大変かと思いますが、その可能な範囲でその状況に応じて皆さんで助け合っやっていただけるような形で、「これはまだ決まっていないから」ということではなくて、柔軟に対応していただくとお願いいきたらいいなと思います。様々なことが1日も早く解決してスムーズな学校教育が現場で進んでいくことを心から願っております。お願いいベースですけれども、よろしくお願いいたします。

統括指導主事（加藤） 今、お話しいただきましたやはり子どもたちの

状況、様々な部分で見ていく、把握していくということがとても大事だと思っています。済美教育センターでは今年度の当初予算で、区立学校10校程度にはなりますが、子どもたちが数十問質問に答えると、そのクラスの中で居心地がいいと感じているかどうか、そういったことが分かる学級アセスメント診断の調査を年2回実施する予定です。まだ全校ではないのですが、実はちょうど本日午後、その十数校を集めてその調査の仕方、また調査をした後、出てきた子どもたちの状況を確認して、どういった形でそれぞれ学校が組織的に対応していけばいいか。そういったものを研修する予定にもなっております。様々な形で子どもたちの様子を捉えて教職員で対応できるように、またそうした情報を共有しながら様々な皆様と連携していけるように進めていければと思います。

伊井委員 よろしくお願いたします。

庶務課長 ではほかにいかがでしょうか。では教育長。

教育長 今、各委員からご指摘があったとおりにじめの問題は、いわゆる加害と言われる児童生徒、また被害と言われる児童生徒、双方が杉並区の学校の子どもたちで、人権上絶対に見過ごすことのできない重大な問題であるということを再認識する必要があるのだと思います。どうしてもいじめの問題だと「いじめの根絶を目指して頑張ります」というそのかけ声になってしまうのですが、今、統括からお話があったように具体的な施策を、条例制定に向けて着実に進めていく今回の第一歩だということをしっかりと改めて認識して、杉並の子どもたちの幸せの実現のためにこのいじめの問題に真剣に、真摯に取り組んでいきたいと思っておりますので、是非よろしくお願いたします。

庶務課長 ほかにほろしいでしょうか。それでは報告事項1番につきましては以上とさせていただきます。

続きまして報告事項の2番「会計年度任用職員の通勤手当の不正受給等について」、学校支援課長からご説明申し上げます。

学校支援課長 学校支援課からご報告させていただきます。「会計年度任用職員の通勤手当の不正受給等について」ということで、議案の概要についてはお手元の資料の1の(1)(2)(3)にあるとおりでございます。

1点目は、公共交通機関を利用するとした通勤届の通勤方法とは異なる

る方法である自転車または自家用車で通勤し、通勤手当を不正に受給した。

2点目は、出張先へ自家用車で移動したにもかかわらず、公共交通機関を利用した経路による旅行を行ったとして処理がなされ、旅費を不正に受給した。

3点目として、教育研究担当の業務に従事していたにもかかわらず、同じ時間に部活動指導員の業務としても従事していたとして重複して出勤処理がなされ、報酬を数回に渡り不正に受給したというものでございます。

2番目の経緯でございますが、3月25日、当該会計年度任用職員が部活動指導員としての勤務地である区立中学校に自家用車で通勤していることが判明したというところがありまして、その後、同日以降複数回に渡り当該職員に対して聴取を行い、通勤手当等を不正に受給していた事実を確認したということになります。

この会計年度任用職員の方の職務内容としては、令和2年度から5年度まで2つの職を兼任していたということがございます。

今後区の対応としては、当該職員は令和6年度も更新予定となっておりますが、今回の非違行為が判明したことから、令和6年度は任用しないこととしております。また当該職員からこの件についての自認書が提出されており、不正に受給した通勤手当等の返還請求を行っていきたいと考えています。

今後、この通勤手当等の不正受給の再発防止に向けては、改めて教育委員会事務局及び全区立学校において、会計年度任用職員への周知徹底を図っていきたいと考えております。私からのご報告は以上となります。

庶務課長 それでは、ただいまの内容につきまして何かご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。久保田委員。

久保田委員 以前の報告の時もそうだったのですが、改めてこのようなことが二度とないようにということで、今回も強く思っているところです。

一つ質問をいたします。3のところ、会計年度任用職員の職務内容で二つ掲げられていました。兼任ということについて区としては認めてきたということなののでしょうか。それとも認められないということなののでしょうか。その辺教えていただければと思います。

学校支援課長 会計年度任用職員の兼任については認めてきているということでございます。

久保田委員 そうしましたら、認めているということは実際、兼任ということでもいろいろやっていく中で、今回のような不正受給が行われなような厳密なチェックをお願いできればと思います。以上です。

学校支援課長 この件を踏まえて改めて、特に兼任をしている職員の方に対しては再度、勤務が重なるということがないようにご自身の中できちんと管理をしていただくことについては伝えていきたいと考えております。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。伊井委員。

伊井委員 部活動指導員と教育研究担当ということで、このポストに関しては次の方をご予定されているとかいう、今の段階のおっしゃられる範囲でいいのですけれども、その辺りの人的配置というのはいかがな見通しでいらっしゃるか、もし伺えられたら結構ですので、教えていただけたらと思います。

学校支援課長 部活動指導員に関しては、学校からの要望を踏まえて毎年募集をしていることになりますので、学校の状況を聞きながら引き続きそうした形で対応していきたいと考えております。

済美教育センター所長 済美教育センター所長です。済美教育センターの体力向上等に関する業務につきましては、現在のところは、この急な「任用をしない」という決定もありましたので、担当していた業務については今、再考している最中ですが、今いるメンバーで担えるのか、業務内容の見直しによって新たな方策に転換できるか等検討中です。

伊井委員 分かりました。いろいろご苦勞あるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、2番につきましては以上とさせていただきます。

続きまして報告事項の3番、「区立小学校児童の水筒への異物混入について」、済美教育センター所長からご説明を申し上げます。

済美教育センター所長 済美教育センター所長です。私からは「区立小学校児童の水筒への異物混入について」、ご報告をさせていただきます。令和6年2月、3月に区立小学校2校において児童の水筒へ異物が混入されたと思われる案件が発生しております。つきましては二つの事

案の概要、それから学校、教育委員会の対応についてご報告させていただきます。

まず1件目の事案です。杉並第九小学校におきまして令和6年2月19日に発生しております。児童が朝、学校に持参し、家に持ち帰った水筒をご家庭で口に、夕方含んだところ、塩素系洗剤のような臭いに気付き、直ちに吐き出したというものです。健康被害はその後生じておりませんで、通常通りに登校しております。

この件について2月19日にご家庭から学校に連絡が夕方に入っております。学校からは2日おいた21日に済美教育センターに一報が入りました。学校と済美教育センターでもいろいろ連携を取りながら学校の中の対応を行ったりですとか、警察に相談をしたり、それから学年保護者会、全学年対象の臨時保護者会等を開催して対応に努めてまいりました。こちら報道もされております。

2件目の事案になります。桃井第四小学校で起こりました。3月14日、こちらは学校のまだ教育活動中、11時半頃に教室で児童が学校に持参した水筒の水を口に含んだところ、石鹼水のような異常な味を感じ、やはり直ちに吐き出しております。同様に翌日には通常どおりに登校できているような状況です。

こちらはその日のうちに学校が済美教育センターに一報を入れ、学校から警察にも相談をしております。また、その週の週末には全学年対象の臨時保護者会を開催し、対応に努めてまいりました。

2番の原因です。原因として考えられるものとして3点挙げております。

まずは水筒に異物が混入されたと思われるというところから、混入されたほうの薬品類の管理についての意識が低かったこと。また水筒側の管理として、水筒等直接口にするものの管理が不十分であったこと。また、人が不在になる際、教室に水筒を置いたまま不在になっている等、安全管理に関わるルールが不明確であったことが原因と考えられます。

3番、教育委員会の対応です。両事案につきまして、済美教育センターに一報が入った時点で速やかに、教育委員会事務局はもとより区長部局とも情報共有を行い、対応を行ってまいりました。

まず事案1の報告を受けまして、全区立学校・子供園に改めて消毒液等の管理の徹底について依頼をしております。またその翌週2月27日

には消毒液等の管理の徹底に加え、外部から校内への侵入等も考えられることから、その安全管理の徹底についても改めてメールで依頼をしております。また学校整備課からも3月6日には防犯カメラの管理についての通知を発出しております。

この事案1の杉並第九小学校につきましては、校門警備員を日中も配置するなどして安全の強化に努めてまいりました。また3月7日に全区立学校・子供園にこれまでメールで依頼をしてきた、通知をしてきた内容について改めて通知という形で学校に発出をしております。

続きまして事案2を受けて、再度注意喚起のメールを行うとともに、臨時校長会を3月18日には開催しまして、安全管理の再徹底について周知をしたところでございます。どちらの事案につきましても、最近も警察には連絡をして状況を伺っておりますが、まだ捜査中で特に詳細については知らされておりません。

教育委員会による再発防止策です。以下の内容について全区立学校・子供園に周知をし、必要に応じて指導、助言をしております。まず持ち物の取扱いです。水筒も含めて様々な持ち物の適切な管理を行うこと、それから不要なものを持ち込まないように指導するとともに、特に子どもが直接口にするものについては、置き場所や管理方法について決まりを再確認し、全教職員でその内容について徹底することを指導しております。

また(2)全教職員による安全指導体制の整備におきましては、「杉並区立学校(園)危機管理マニュアル」を基に管理体制を再確認すること。それからコロナの頃に学校内でたくさん使用しておりました消毒液等についてもその後どうなっているのか、管理が適切かということについて各学校で再度見直しをしてもらうようにしました。

2点目としましては、教職員による校内巡視の決まりを再確認し、空き教室や校舎裏等、人目につきにくい場所の管理体制についても徹底するよう指導いたしております。

続きまして外部からの侵入という視点から、不審者侵入防止の観点でのチェック体制についての再確認も行うよう指導しております。また防犯カメラの動作状況も定期的に点検し、適切な運用を行う。これらのようなことを人事異動もあることから、年度末にも確認しましたが、年度初めに再度きちんと確認できるよう引き継ぐよう指導しております。

最後に6番には、各区立学校・子供園において見直しを図った安全管理に関する決まり等の例を挙げさせていただきました。水筒の管理については、各自のかばんやランドセルの中に入れて管理をするようにした学校や園、また人がいる教室の場合にはロッカーの上など1か所に決められた場所でまとめて管理をする。そして移動する際は持っていき、各自で管理をする。それから水筒の持ち込み自体について、コロナの頃には持ってくる程度望ましいような形で周知していた学校も、基本は学校の水道の水を飲んでくださいという感じで、時期を限定して水筒の持ち込みを可とするようにした学校等様々ございます。

それから薬品等の管理方法については記載のとおりとなりますが、基本的には子どもたちが自由に出入りすることのできない部屋で管理をするというところが前提となります。必要な時には大人の管理の下で使用できるようにというようなルールにした学校がたくさんございます。また人がいない特別教室等には常置せず、その部屋の管理担当となる教員が管理をするようなルールにしております。人が不在となるような教室には鍵をかけてという学校もございますが、オープンスペースになっている学校等学校の形状も様々ですので、各学校がその実態に応じて今回このような見直しを図ったところでございます。以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして何かご意見、ご質問ございましたらお願いをいたします。對馬委員。

對馬委員 まだ調査中ということで詳しいことはよく分かっていないようではあります。保護者会を開いたということですが、保護者の方からはどんなご意見やご質問が多く出たのか、差し支えない範囲で教えていただけますか。

統括指導主事（加藤） それぞれの学校で保護者会を行っていますが、やはり管理体制、そういうものがちゃんとしていたのかどうか、この後、学校としてはどのように水筒の管理ですとか洗剤等の管理を行っていくのかという、そういった心配のお声は上がっておりました。また、そうした中で出てきたお声としては、何か保護者が協力できないかといった、そうした温かいといえますか、そういったお声もございました。

對馬委員 ありがとうございます。子どもたちが飲みたい時に、それこそ主体的に考えて、自分の体調を考えて水分補給ができるというのは

とてもいいことだと私は思うので、あまりぎちぎちに「今しか使っては駄目」みたいに出すのはどうかなという気もするのですけれども、やはりこういう危機管理的に危ない状況があると管理も必要なのかなという気もしまして、多分保護者の方もその狭間というか、危ないのは困るのだけれども、自由に飲める時間は欲しいなとか、そういう思いもあるのではないかなと思います。なかなか難しいと思いますけれども、やはり安全に子どもたちが自分たちでできるだけ主体的に自分の管理ができるようにしていただく方向が見いだせるといいかなと思います。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。では教育長。

教育長 細かいことの確認なのですけれども、事案が発生して1か月以上たって、警察の方との連携の部分で、具体的に誰が、警察のどの部署のどことのチャンネルでこの確認を取っているのかというのが分かれば教えていただけますか。

統括指導主事（加藤） 私、統括指導主事から、両校荻窪警察署管内でするので、生活安全課の課長と連携を取りながら定期的に連絡をして、捜査の状況、進捗等を確認しております。

教育長 結局、終わりの部分がしっかり見えないと、いつまでたっても「警察からの連絡待ちです」ということだとなかなか区民の方、保護者の方の納得が得られない部分があるかと思います。そこの進行管理みたいなどころはしっかりお願いしたいと思います。

庶務課長 ほかによろしいでしょうか。伊井委員。

伊井委員 その2校の中で起こったことは、今説明いただいて、よく分かって、ご対応をたくさん頂いていること、本当にありがとうございます。そのことが起こった後の子どもたちの様子としては、そんなに影響なく日々が送れているのか、そのことで不安になるお子さんがいたりとか、その辺りはご配慮いただけるといいのかなと思いますので、よろしくお願いしたいところでございます。

済美教育センター所長 ありがとうございます。事案1のケースにつきましてもその後にやはり、学校に持ってきたものを口にする事への怖さが生じてしまうお子さんもいるのではないかと、様々なことから全児童に対してアンケートを取りまして、その後4、5、6年生ではありましたけれども、心理士が全員と面談をする等の対応を行いま

した。その中で大きく声に出して不安を語るお子さんはいませんでしたけど、そういう対応の中で徐々に不安を和らげていったお子さんもいたのではないかなと考えております。

もう1件の方につきましては、もう春休みが間近だったということもあってそのような対応は取っておりませんが、この新年度のスタートはこの学校も学校だよりできちんとその対応についても示されていて、不安なくご家庭にも新年度を迎えていただけたかなと思っております。以上です。

伊井委員 ありがとうございます。今後とも長い目で注視していただけたらいいなと思います。よろしく願いいたします。

庶務課長 ほかにはよろしいでしょうか。では報告事項3番につきましては以上とさせていただきます。

続きまして、最後となりますが報告事項の4番、「指導要録保存状況の一斉緊急点検における確認漏れについて」、就学前教育支援センター所長からご説明を申し上げます。

就学前教育支援センター所長 それでは「指導要録保存状況の一斉緊急点検における確認漏れについて」、ご報告させていただきます。こちらにつきましては昨年度、区立小学校での児童指導要録の紛失を受けまして、指導要録の保存状況について一斉緊急点検を行ったところでございます。ただその後、区立子供園1園におきまして過年度分の指導要録、学籍でありますけれども、こちらがないということが新たに判明したところでございます。

概要でございますけれども、区立下高井戸子供園から年度末、3月29日に書類の整理等を行っていたところ、平成20年度修了児30名分の幼児指導要録、こちら学籍に関する記録の紛失が判明したと、これの報告が4月11日にあったところでございます。

2番、紛失した個人情報ですけれども、学籍に関する記録ということですので、園児の氏名ですとか、住所、保護者氏名などが記載されております。

原因といたしまして、まず昨年度一斉緊急点検を行ったところですが、やはりそこでの点検が不十分であったと。それから公文書等の取扱いの意識、あるいは公文書等の管理が不十分であったということが原因と考えております。

なお、情報漏洩の可能性につきましては、記載のとおり一般ごみとして排出するのではなく契約業者に依頼して溶解処分を行っておりますので、誤廃棄の可能性が高いことから個人情報流出の可能性は低いものと考えております。

5番、園・区の対応についてですけれども、まず当該の幼稚園での調査につきましては、当該園で徹底した園内の搜索、こちら行いましたけれども、こちらの記録については発見に至っていないと。それから、併せて指導要録の保存状況について改めて調査を行いまして、ほかの年度のものについては全て保存していることは確認していると。

それから2番、修了の確認等につきましては、修了証書授与台帳で確認が可能ということですので、証明書等の発行は対応できる場所です。

それから裏面に参りまして、関係者への謝罪等につきましてはですけれども、対象となる修了児の方に対しましては文書で郵送により謝罪、説明を行います。それから現在在籍している幼児、保護者に対しても書面により通知をする予定でございます。

それから一つ飛ばしまして、再点検及び再発防止策ですけれども、4月11日に校長（園長）会、こちら開催いたしまして、指導要録の適正な管理について改めて周知、指導の方を行っておりますが、今回の事態を踏まえまして、改めて誤って廃棄することが起きないように、保存期間が過ぎた指導要録の廃棄の際の確認事項を徹底するという、それから今週、区立幼稚園、それから区立学校で指導要録保管状況の再点検を行いたいと思っております。さらには区立幼稚園における指導要録の電子保存、この仕組みについても検討してまいりたいというところです。

一つ戻りまして、報道機関への情報提供ですけれども、この点検の結果を受けまして、その結果も含めて広報課を通じて報道機関に対して情報提供したいと考えております。私からの報告は以上となります。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問ございましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。久保田委員。

久保田委員 今回のようなミスをなくすということで、もう基本的なところで言うと、やはりダブルチェックの体制という当たり前のことをきちんとやっていくしかないのではないかなと私は思っております。例えば副校長、副園長と担当者の教員がもう1人、必ず2人でダブルチェックをした上で、ということで毎回、毎回、毎年、毎年、決めら

れた期日、期限に。ということでやっていくことを改めて徹底していくしかないかなと思っております。以上です。

就学前教育支援センター 所長 ありがとうございます。実は私、昨日当該園に行きまして、実際にこの指導要録を見てきました。昨日については園長も含めて3人で同時に確認しながらやりました。実際20年分やってみますと、1人でもしやっていると、やはり20年分ありますので途中で確認が、ちゃんとやっているつもりでもなかなか分からなくなったり、途中でいろいろ確認とか、会話をしながらやっているとはやはり漏れてしまう可能性もあるので、やはりダブルチェック、あるいはトリプルチェック、やはりそういうところは大事かと思っておりますので、点検に当たってはそここのところも大切にやっていきたいと考えております。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では報告事項4番につきましては以上とさせていただきます。報告事項については以上でございます。

教育長 それでは、冒頭に決定いたしましたとおり、ここからは非公開の審議をさせていただきます。では庶務課長、お願いします。

庶務課長 それでは日程第1、議案第30号「杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。

私から説明を申し上げます。

いじめ防止対策推進法におきましては学校の設置者、または学校はいじめにより児童等の生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時等は、当該いじめの重大事態に対し、対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うこととされております。このことを受けまして、区では杉並区いじめ問題対策委員会を設置し、当該委員会におきまして当該調査等を行うこととしてございます。

この度、複数のいじめの重大事態が発生いたしまして、当該対策委員会が指名する委員がこれらの重大事態に係る調査を行っているところでございますが、限られた期間においてこれまで以上に複雑かつ膨大な業務を行う必要が生じていることに鑑み、当該調査を行う委員の報酬を見直すことといたしました。このことに伴いまして当該対策委員の委員が

いじめの重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う場合の報酬を定める必要がありますため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、改正の内容についてご説明申し上げます。議案の最後に添付しております新旧対照表をご覧ください。附属機関委員の報酬を定める別表におきまして、当該対策委員会の委員がいじめの重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う場合の報酬を日額2万3,000円とするほか、当該対策委員の会長及び委員が重大事態に係る調査以外の調査審議等を行う場合の報酬を記載のとおり定めてございます。

1 ページお戻りいただきまして議案をご覧ください。付則でございます。施行期日を公布の日としているほか、必要な経過措置を定めてございます。以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

ただいまの内容、説明につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。久保田委員。

久保田委員 先ほどの報告の中でも申し上げましたけれども、やはりいじめ対策ということで人の手当てというのがもう緊急、必須であるはずとずっと思っていました。したがって今回のように実際に日額を上げたりとか、あるいはその手当てを予算化していく、増やしていく。これは当然のことだと思っていますので、早急をお願いしたいと思います。

庶務課長 ありがとうございます。これまでは会議での拘束時間が1時間、2時間程度のお話でございましたが、この間、実際にこの重大事態の対応をする中で、ヒアリング等々やっただく中ではやはり3時間、4時間を超える業務を学校の現場まで行ってやっただくこともございましたので、我々もなかなか正直心苦しいところがございましたが、今回財政局と話をしまして、きちんと見合う報酬の方を設定していこうということになったものでございますので、可決の折には速やかにこういったもので報酬をお支払いしてまいりたいと思っております。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ではないようでございますので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第30号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第30号につきましては原案のとおり可決いたします。

庶務課長 それでは、続きまして日程第2、議案第31号、「令和6年度杉並区一般会計補正予算(第2号)」を上程いたします。

引き続き私からご説明を申し上げます。

資料の3枚目をご覧ください。補正予算の概要の1ページになりますが、歳入、歳出予算でございます。事務事業名の欄の記載の2事業について補正額の欄に記載の金額を補正するものでございます。まず表の1番目、「杉並区教育委員会の運営」につきましてご説明いたします。いじめ防止対策推進法に規定されています重大事態への対応を行うため、いじめ問題対策委員2名を追加いたしまして、現在の5名から7名体制、その報酬等の経費に加え報告書作成及びヒアリングにかかる日額及び旅費等の経費として969万2,000円を計上するものでございます。

次に表の2番目「教育委員会事務局の庶務事務」についてご説明いたします。いじめ重大事態の状況を踏まえまして、いじめ重大事態発生後の対応のみならず、発生抑制、重大化防止対策として既存の学校法律相談に係る相談員を2名追加し、3名から5名体制にするもので、委託費として74万4,000円を補正予算として計上するものでございます。

歳入、歳出予算については以上でございますので、2ページをご覧ください。教育費の総額を記載しておりますが、今回の補正により1,043万6,000円を増額いたします。補正予算についての説明は終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

ただいまの内容につきまして何かご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。久保田委員。

久保田委員 先ほどと同じなのですが、いじめ問題対策委員会の報酬等を増額するというのはさっき言ったとおりです。同じく先ほどもありましたが、学校法律相談員追加、これもとても重要なことですので、極めて妥当な案だと思っております。よろしく申し上げます。

庶務課長 学校法律相談につきましては、現在3名体制で全校やっただいております。年々相談件数が非常に多くなっておりまして、3年前が二十数件、2年前が三十数件、昨年度五十数件ということで、それぞれの弁護士の方、非常にタイトな業務になっているところ

がございまして、この際人数を増やして、様々な教育相談、助言の方が学校に行われるようにという配慮で補正を緊急的に出すという内容でございますので、可決の折には速やかに拡充の方を図ってまいりたいと思っております。

ほかにはいかがでしょうか。なければ教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは議案の採決を行います。議案第31号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第31号につきましては原案のとおり可決といたします。

それでは、以上で本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。本日の教育委員会を閉会いたします。